

広島県告示第四百八十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年九月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県福山市田尻町別所、同市田尻町大浜、同市田尻町、同市田尻町二子及び同市田尻町丸山地区内			
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	区域の表示及び法第九条第二項に定める土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十九年法律第五十七号）で定める事項	
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	
九所谷川（三五七）	土石流	九所谷川（三五七）	土石流	次の図のとおり
大常川（三五八）	土石流	大常川（三五八）	土石流	次の図のとおり
古山田川（三五九）	土石流	古山田川（三五九）	土石流	次の図のとおり
権現川（三六〇）	土石流	権現川（三六〇）	土石流	次の図のとおり
大迫川（三六一）	土石流	大迫川（三六一）	土石流	次の図のとおり
二子川（三六二）	土石流	二子川（三六二）	土石流	次の図のとおり
二子（八一〇〇）	土石流	二子（八一〇〇）	土石流	次の図のとおり
丸山川左支川（二二〇二a）	土石流	丸山川左支川（二二〇二a）	土石流	次の図のとおり
平谷川（一七四）	土石流	平谷川（一七四）	土石流	次の図のとおり

各区域については、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。